

汗見川活性化推進委員会
地域ファンクラブ「ちっとええぜよ汗見川」会員規定

(趣旨)

第一条 この規定は、汗見川活性化推進委員会(以下、「この会」という。)規約第11条に基づき、ファンクラブ会員及びファンクラブ会費に関し、必要な事項を定める。

(ファンクラブ会員)

第二条 この会の目的に賛同する個人または団体は、ファンクラブ会員になることができる。

- 1 ファンクラブ会員になろうとする者は、活性化推進委員会事務局に加入申込書を提出し、会費を納入するものとする。会費の納入期限は申し込みより2週間以内とし、入金確認が完了した翌月より会員とする。
- 2 会員の期間は、入金確認が完了した翌月より1年間。2年目以降の継続会員の会費は各会員期間末日までに納入することとする。

(会費)

第三条 ファンクラブ会員の会費は、会員の区分ごとに次のとおりとし、一口以上納入することができる。

- (1) 岸つつじ会員 一口 2,000円
- (2) しそ会員 一口 5,000円
- (3) あせみかわ会員 一口 10,000円

また、イベントなど特別なときはそれに見合った会員種別を設けることを認めるものとする。

(退会)

第四条 退会しようとする会員は、その意思を活性化推進委員会事務局に伝えることにより、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第五条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第六条 会員が活性化推進委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、会長は役員会の決議を経て除名することができる。

(会費の不返還)

第七条 すでに納入された会費は返還しない。

(庶務)

第八条 ファンクラブ会員の庶務は活性化推進委員会事務局において処理する。

(附則)

本規定は平成29年7月14日より適用する。

改定 平成30年7月11日